

別表(第3章第1節関連)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

北海道

函館市	弁天町、大町、大手町、末広町、豊川町、若松町、海岸町、万代町、浅野町、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目
釧路市	新野(JR根室本線から海側の区域に限る。)、大楽毛(JR根室本線から海側の区域並びにJR根室本線との交差点以北の一般国道38号から市道大楽毛西通、市道はまなす1号を経て市道はまなす1線間南側の区域に限る。)、大楽毛南1丁目(1番及び2番の各区域に限る。)、大楽毛南3丁目(1番の区域に限る。)、大楽毛南5丁目(2番の区域に限る。)、星が浦南4丁目(5番の区域に限る。)、星が浦南5丁目(1番の区域に限る。)、星が浦南6丁目、西港1丁目、西港2丁目、西港3丁目、西港4丁目、新富士町1丁目(一般国道38号、市道新富士2号及び臨港道路東跨線橋から新釧路河岸の区域に限る。)、住之江町(12番の区域に限る。)、川端町(4番、5番及び6番の各区域に限る。)、喜多町(10番の区域に限る。)、宝町(4番及び10番の各区域に限る。)、浜町(4番及び5番を除く区域に限る。)、海運1丁目、海運2丁目、海運3丁目、南浜町(1番、2番、3番及び7番の各区域に限る。)、浪花町3丁目、浪花町4丁目、幸町3丁目、幸町4丁目、幸町5丁目、幸町6丁目、錦町2丁目、錦町5丁目、黒金町6丁目、黒金町7丁目、北大通1丁目、北大通5丁目、北大通6丁目、末広町1丁目、末広町5丁目、末広町6丁目、栄町1丁目、川上町2丁目、旭町(1番、13番、23番、24番、27番、28番及び29番の各区域に限る。)、新釧路町(一般国道44号から釧路河岸の区域に限る。)、古川町(市道川北通から釧路河岸の区域に限る。)、材木町(1番、15番、16番及び22番の各区域に限る。)、城山1丁目(1番及び2番の各区域に限る。)、大川町(1番、2番及び3番の各区域に限る。)、大町1丁目(1番の区域に限る。)、入舟3丁目(1番の区域に限る。)、入舟4丁目(1番の区域に限る。)、入舟5丁目(1番の区域に限る。)、入舟6丁目(1番の区域に限る。)、港町(3番を除く区域に限る。)、知人町(5番を除く区域に限る。)、弁天ヶ浜、米町4丁目(3番及び8番の各区域に限る。)、弥生1丁目(3番及び14番の各区域に限る。)、宮本2丁目(5番の区域に限る。)、柏木町(8番、9番及び10番の各区域に限る。)、千代ノ浦、興津3丁目(8番、9番及び10番の各区域に限る。)、益浦2丁目(19番、20番、24番及び27番の各区域に限る。)、益浦3丁目(4番の区域に限る。)、益浦4丁目(3番、4番、5番、6番、7番、8番及び9番の各区域に限る。)、桂恋、三津浦(市道桂恋三津浦線から海側の区域に限る。)、音別町海光1丁目、音別町海光2丁目、音別町海光3丁目、音別町風連1丁目、音別町本町1丁目、音別町本町2丁目、音別町本町3丁目、音別町中園1丁目(市道中園5号線及び市道中園朝日線以南の区域に限る。)、音別町あけぼの1丁目、音別町あけぼの2丁目、音別町朝日1丁目、音別町朝日2丁目、音別町尺別(一般

	国道 38 号から海側の区域(尺別川以西の区域に限る。)に限る。)、音別町直別(一般国道 38 号から海側の区域に限る。)、音別町中音別(一般国道 38 号から海側の区域に限る。)
根室市	琴平町一丁目(根室港区臨港地区の区域に限る。)、海岸町一丁目、海岸町二丁目、本町三丁目(市道横 2 号線から海側の区域に限る。)、本町四丁目(市道横 2 号線から海側の区域に限る。)、本町五丁目(道道根室半島線及び市道横 2 号線から海側の区域に限る。)、弥生町一丁目(道道根室半島線から海側の区域に限る。)、平内町二丁目(道道根室半島線から海側の区域に限る。)、光洋町五丁目、桂木、花咲港(市道花咲港小学校通学道路及び市道オツカイベツ道路以南の区域(市道花咲港観光道路以西の区域に限る。)に限る。)、温根沼、東梅(一般国道 44 号から海側の区域に限る。)、長節、浜松(道道根室浜中釧路線から海側の区域に限る。)、昆布盛(道道根室浜中釧路線から海側の区域に限る。)、落石西、槍昔、友知(道道友知牧之内線及び市道友知 2 号線以西の区域に限る。)、双沖一丁目、双沖二丁目、齒舞一丁目、齒舞二丁目、齒舞三丁目(79 番地、80 番地、82 番地、83 番地、84 番地、85 番地、86 番地、88 番地 1、88 番地 2、108 番地 1、108 番地 2、109 番地、110 番地 1、110 番地 2、111 番地 1、224 番地 1、224 番地 2 の各区域に限る。)、齒舞四丁目、齒舞五丁目(市道齒舞海岸線以西の区域に限る。)、瑤瑤瑠二丁目(市道瑤瑤瑠海岸線以西の区域に限る。)、温根元(道道根室半島線から海側の区域(市道温根元 1 号線以東の区域に限る。)に限る。)
北斗市	七重浜 1 丁目、七重浜 8 丁目(一般国道 228 号から海側の区域に限る。)、東浜 1 丁目、東浜 2 丁目(一般国道 228 号から海側の区域に限る。)、中央 2 丁目(一般国道 228 号から海側の区域に限る。)、飯生 1 丁目(一般国道 228 号から海側の区域に限る。)、谷好 4 丁目、富川 1 丁目、茂辺地 1 丁目、茂辺地 2 丁目、当別 3 丁目
勇払郡厚真町	字厚真(JR 日高本線から海側の区域に限る。)
勇払郡むかわ町	晴海、汐見(JR 日高本線から海側の区域に限る。)
沙流郡日高町	字富浜(町道富浜 4 号線及び町道富浜本町 6 号線から海側の区域に限る。)、門別本町(町道本町 15 号線、町道本町 15 号線から道道正和門別停車場線間の町道緑町本町 1 号線、町道緑町本町 1 号線から一般国道 235 号間の道道正和門別停車場線及び道道正和門別停車場線との交会点以東の JR 日高本線から海側の区域に限る。)、字清島(一般国道 235 号から海側の区域(慶能舞川左岸以東の区域に限る。)に限る。)、字厚賀町(JR 日高本線から海側の区域に限る。)
新冠郡新冠町	字本町(町道新冠市街地線 1 号支線との交会点以西の JR 日高本線、JR 日高本線との交会点から町道浜通り線との接点間の町道新冠市街地線 1 号支線、町道浜通り線及び町道浜通り線との接点以東の町道新冠市街地線 2 号支線から海側の区域に限る。)、字節婦町(JR 日高本線から海側の区域に限る。)、字大狩部(町道大狩部本郷井旗線との交会点以東の一般国道 235 号及び一般国道 235 号との交会点から町道大節婦線との交会点間の町道大狩部

	本郷井旗線から海側の区域並びに町道大狩部本郷井旗線との交会点から大節婦川との交会点間の町道大節婦線以東の区域に限る。)
浦河郡浦河町	大通 1 丁目、大通 4 丁目、大通 5 丁目、築地 1 丁目、築地 2 丁目、築地 3 丁目、浜町、入船町、堺町東 2 丁目、堺町東 4 丁目、東町うしお 1 丁目、荻伏町、字月寒、字白泉、字東幌別、字西幌別、字井寒台、字東栄
様似郡様似町	字鶯苫、西町、港町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、会所町、栄町、大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目、字平宇、字冬島、字幌満、字旭
幌泉郡えりも町	字近浦、字笛舞、字大和(町道野津内線との交会点から町道サッコツ野津内線との交会点間及び町道夕陽ヶ丘 2 号線との交会点以南の一般国道 336 号から海側の各区域に限る。)、字本町(一般国道 336 号から海側の区域に限る。)、字新浜(町道新岸内通り線以北の一般国道 336 号から海側の区域(一般国道 336 号及び町道新浜団地 1 号線で囲まれた区域を除く。))に限る。)、字歌別(道道襟裳公園線との交会点以北の一般国道 336 号及び道道襟裳公園線から海側の区域に限る。)、字東洋(道道襟裳公園線から海側の区域並びに町道焼別・苫別線、道道襟裳公園線及び町道油駒・折別線で囲まれた区域に限る。)、字えりも岬(町道えりも岬市内線の起点との交会点以北及び町道えりも岬観光通り線の起点との交会点から町道えりも岬市内線の終点との交会点間の道道襟裳公園線、町道えりも岬市内線、町道岬浜通り線との交会点以北の町道えりも岬観光通り線及び町道岬浜通り線から海側の区域に限る。)、字庶野(町道庶野公住通り線との交会点以北の一般国道 336 号、町道庶野公住通り線及び町道庶野公住通り線との交会点以東の町道千平・ルーラン線から海側の区域、一般国道 336 号、町道庶野シトマン線及びシトマン川に囲まれた区域並びに一般国道 336 号と町道庶野学校通り線に囲まれた区域に限る。)、字目黒
日高郡新ひだか町	静内海岸町 1 丁目、静内古川町 1 丁目、静内古川町 2 丁目、静内入船町(一般国道 235 号から海側の区域に限る。)、東静内(一般国道 235 号から海側の区域に限る。)、静内春立(一般国道 235 号から海側の区域並びに一般国道 235 号、道道西端・春立線、JR 日高本線及び布辻川で囲まれる区域に限る。)、三石本町(三石漁港並びに 4 番地 1、4 番地 3、4 番地 5、4 番地 6、4 番地 7、4 番地 8、4 番地 9、4 番地 10、4 番地 11、4 番地 12、4 番地 14、18 番地 3、20 番地 1、20 番地 2、20 番地 3、20 番地 4、20 番地 5、20 番地 6、20 番地 9、26 番地 14、494 番地 1、494 番地 2、495 番地 1、495 番地 2、495 番地 3、495 番地 4 及び 495 番地 5 の各区域に限る。)、三石鳧舞(町道鳧舞 3 号線(一般国道 235 号及び町道鳧舞 6 号線と接する区間)から海側の区域に限る。)
広尾郡大樹町	字浜大樹、字旭浜、字晩成(町道ホロカヤント一線との接点以南の一般国道 336 号、町道ホロカヤント一線、町道南 7 線及び町道生花湖畔線から海側の区域に限る。)
広尾郡広尾町	会所前一丁目、会所前二丁目、会所前三丁目、会所前四丁目、会所前五丁目、会所前六丁目、並木通東四丁目、字茂寄(町道中広尾道路との接点から西広

	尾川との合流地点間の東広尾川、東広尾川左岸との接点から町道南3線との接点間の町道中広尾道路及び町道南3線以北の区域(西広尾川以南の区域に限る。)に限る。)、字フンベ、字美幌、字音調津
中川郡豊頃町	大津元町、大津幸町、大津寿町、大津港町
十勝郡浦幌町	字直別、字直別基線、字直別西1線、字厚内、字厚内1条通2丁目、字厚内1条通3丁目、字厚内1条通4丁目、字厚内1条通5丁目、字厚内2条通2丁目、字厚内2条通3丁目、字厚内2条通4丁目、字厚内2条通5丁目、字厚内2条通6丁目、字厚内3条通2丁目、字厚内3条通5丁目、字厚内3条通6丁目、字厚内大通、字厚内大通1丁目、字厚内大通2丁目、字チブネオコッペ、字オコッペ、字昆布刈石、字十勝太、字チャロ、字十勝太北1条東3丁目、字十勝太北1条東4丁目、字十勝太北1条東5丁目、字十勝太北1条東6丁目、字十勝太北2条東4丁目、字十勝太北2条東5丁目、字十勝太北2条東6丁目、字十勝太大通東1丁目、字十勝太大通東2丁目、字十勝太大通東3丁目、字十勝太大通東4丁目、字十勝太大通東5丁目、字十勝太南1条東1丁目、字十勝太南1条東2丁目、字十勝太南1条東3丁目、字十勝、字下浦幌、字下浦幌東4線南、字下浦幌東5線南、字下浦幌東6線南、字ヌタベツト、字トイトツキ
釧路郡釧路町	大字昆布森村(字ボン又飯時、字又飯時、字地嵐別、字宿徳内及び字アチヨロベツの各区域に限る。)、昆布森1丁目、昆布森2丁目、昆布森3丁目、昆布森4丁目、大字跡永賀村(字跡永賀の区域に限る。)、大字仙鳳趾村(62番、字老若舞、字知方学、字別太(道道根室浜中釧路線から海側の区域に限る。)、字ボンベツプト、字ボンピラ及び字重蘭窮の各区域に限る。)
厚岸郡厚岸町	湾月町1丁目、湾月町2丁目、湾月町3丁目、若竹町1丁目、若竹町2丁目、若竹町3丁目、若竹町4丁目、松葉町1丁目、松葉町2丁目、松葉町3丁目、松葉町4丁目、奔渡町1丁目、奔渡町2丁目(道道別海厚岸線から海側の区域に限る。)、奔渡町3丁目(道道別海厚岸線から海側の区域に限る。)、筑紫恋、床潭(道道床潭筑紫恋線及び町道床潭末広間道路から海側の区域に限る。)、末広、小島、字港町、字真栄町1条、字富園町(JR根室本線から海側の区域に限る。)、字白浜町(JR根室本線から海側の区域並びに39番、40番、45番、46番、47番、50番、51番、52番、53番、54番、55番、58番、59番、60番、61番、62番、65番及び66番の各区域に限る。)、門静1丁目(一般国道44号から海側の区域に限る。)、門静2丁目、門静3丁目、門静4丁目
厚岸郡浜中町	藻散布、丸山散布1丁目、丸山散布2丁目、火散布、養老散布、渡散布、琵琶瀬、仲の浜、嶮暮帰、新川、新川西1丁目、新川東1丁目、新川東2丁目、霧多布東1条1丁目、霧多布東1条2丁目、霧多布東2条1丁目、霧多布東2条2丁目、霧多布東3条1丁目、霧多布東3条2丁目、霧多布東4条1丁目、霧多布西1条1丁目、霧多布西1条2丁目、霧多布西2条1丁目、霧多布西2条2丁目、霧多布西3条1丁目、霧多布西3条2丁目、霧多布西4条1丁目、湯沸(道道霧多布岬線及び町道湯沸1号道路以南の区域に限る。)、

	暮帰別東1丁目、暮帰別東2丁目、暮帰別東3丁目、暮帰別西1丁目、暮帰別西2丁目、暮帰別西3丁目、大字琵琶瀬村(普通河川新川から海側の区域に限る。)、榊町、後静、幌戸、奔幌戸、羨古丹、仙鳳趾、賈人、恵茶人
白糠郡白糠町	西1条北1丁目、西1条北2丁目、西1条北3丁目、西3条北1丁目、西3条北2丁目、西4条北1丁目、西4条北2丁目、東1条北1丁目、東1条北2丁目、東2条北1丁目、東2条北2丁目、東3条北1丁目、西1条南1丁目、西1条南2丁目、西1条南3丁目、西1条南4丁目、西2条南3丁目、東1条南1丁目、東1条南2丁目、東1条南3丁目、東1条南4丁目、東2条南1丁目、東2条南2丁目、東2条南3丁目、東3条南1丁目、東3条南2丁目、岬1丁目、岬2丁目、岬3丁目、刺牛1丁目、刺牛2丁目、刺牛3丁目、刺牛(JR根室本線から海側の区域に限る。)、和天別(一般国道38号以南の区域(坂の丘公園を除く区域に限る。))に限る。)、庶路西5線、西庶路西1条南3丁目、西庶路西1条南4丁目、西庶路西2条南2丁目、西庶路西2条南3丁目、西庶路西2条南4丁目、西庶路西3条南2丁目、西庶路西3条南3丁目、西庶路西4条南2丁目、西庶路西4条南3丁目、西庶路西5条南1丁目、西庶路西5条南2丁目、西庶路東1条南3丁目、西庶路東1条南4丁目、西庶路東2条南2丁目、西庶路東2条南3丁目、西庶路東2条南4丁目、西庶路東3条南2丁目、西庶路東3条南3丁目、西庶路東3条南4丁目、庶路基線(町道庶路1号線及び町道庶路2号線以南の区域(庶路川左岸及び町道庶路原野乳香線以東の区域に限る。))に限る。)、庶路東1線(町道庶路2号線以南の区域に限る。)、庶路東2線、庶路(JR根室本線以南の区域に限る。)、庶路甲区(町道富留川2号橋通りと町道庶路大楽毛線間の町道工業団地東西3号通り、町道庶路大楽毛線とコイトイ川間の古川、古川との合流地点から町道庶路宮下線間のコイトイ川及び町道庶路宮下線以南の区域に限る。)、庶路乙区、庶路丙区、下庶路市街本通、コイトイ、タンネニー
野付郡別海町	野付、本別海(一般国道244号及び町道別海市街線から海側の区域(浜丸別幹線明渠以南及び別海港内私道以北の区域に限る。))に限る。)
標津郡標津町	宇崎無異(一般国道335号から海側の区域に限る。)、宇蕨別(道道蕨別川北線との交会点以北の一般国道335号及び道道蕨別川北線から海側の区域に限る。)、宇古多糠(一般国道335号から海側の区域に限る。)、宇忠類(一般国道335号から海側の区域に限る。)、北5条東1丁目、北6条東1丁目、北7条東1丁目、北8条東1丁目、南8条東1丁目、宇茶志骨(一般国道244号から海側の区域に限る。)

青森県

八戸市	大字市川町字下揚(市道市川下揚線(市道市川下揚線から市道市川工業団地3号線間の区域を除く。))から海側の区域に限る。)、大字市川町字堂ノ下、大字市川町字下中平沖(市道下中平沖線以南の区域に限る。)、大字市川町字市川(主要地方道八戸・百石線から海側の区域に限る。)、大字市川町字橋向、
-----	---

	<p>大字市川町字浜、大字河原木字海岸、大字河原木字北沼(主要地方道八戸・百石線から海側の区域に限る。)、大字河原木字蓮沼、大字河原木字浜名谷地、大字河原木字中島、大字河原木字八太郎(臨海道路八太郎3号ふ頭線以南の区域に限る。)、大字河原木字南町、大字河原木字左比代、下長2丁目、下長3丁目(1番地、2番地、3番地、4番地、5番地、6番地及び7番地の各区域に限る。)、下長4丁目(1番地、2番地、3番地、4番地、5番地、6番地、7番地、8番地、9番地、10番地、11番地及び12番地の各区域に限る。)、下長5丁目(1番地、2番地及び3番地の各区域に限る。)、下長6丁目、下長7丁目、下長8丁目、高州1丁目(10番地を除く区域に限る。)、石堂1丁目、石堂3丁目(1番地、2番地、3番地、4番地、5番地及び6番地を除く区域に限る。)、石堂4丁目、河原木、大字河原木字赤沼、大字河原木字荒沼、大字河原木字石仏、大字河原木字川目、大字河原木字館、大字河原木字遠山新田、大字河原木字宇兵エ河原、大字河原木字内河原、豊洲、大字沼館字浜梨子河原、沼館1丁目(20番地の区域に限る。)、沼館2丁目(1番地、2番地及び10番地を除く区域に限る。)、沼館3丁目、沼館4丁目、城下3丁目(7番地、8番地、15番地、16番地及び17番地の各区域に限る。)、江陽2丁目(11番地、12番地、18番地及び19番地の各区域に限る。)、江陽3丁目、江陽4丁目、江陽5丁目、小中野3丁目、小中野4丁目、小中野5丁目、小中野6丁目、小中野7丁目、小中野8丁目、諏訪1丁目、諏訪2丁目、諏訪3丁目(19番地、20番地及び21番地の各区域に限る。)、青葉2丁目(11番地、12番地、13番地、14番地、15番地、16番地、17番地、18番地、19番地、20番地及び21番地の各区域に限る。)、大字湊町字下河原、新湊1丁目、新湊2丁目、新湊3丁目、大字湊町字大沢(JR八戸線から海側の区域に限る。)、大字湊町字大沢片平(JR八戸線から海側の区域に限る。)、宇白銀町字三島下、白銀1丁目(JR八戸線から海側の区域に限る。)、白銀2丁目、大字白銀町字洲賀端、大字白銀町字下夕通、大字白銀町字人形沢(旧鮫道線以北の区域に限る。)、大字白銀町字昭和町、築港街第1ふ頭、築港街1丁目、築港街2丁目、大字鮫町字日出町、大字鮫町字二子石(JR八戸線から海側の区域に限る。)、大字鮫町字持越沢(JR八戸線から海側の区域に限る。)、大字鮫町字上鮫(JR八戸線から海側の区域に限る。)、大字鮫町字鮫(JR八戸線から海側の区域に限る。)</p>
三沢市	<p>砂森一丁目、砂森二丁目、六川目三丁目(一般国道338号線と市道六川目4号線で囲まれた区域を除く区域に限る。)、五川目一丁目(市道五川目3号線以北の区域に限る。)、五川目二丁目(52番1、57番1、83番1、83番3、83番4、83番5、84番3、145番208、145番225及び145番240の各区域に限る。)、五川目三丁目(73番1、73番2、73番7、73番8及び73番9の各区域に限る。)、五川目四丁目(市道五川目6号線以南の区域に限る。)、港町一丁目、港町二丁目、三川目一丁目(一般国道338号線と三川目川及び三川目排水路に囲まれた区域を除く区域に限る。)</p>
むつ市	<p>字湊村(市道中島6号線との交差点以西の県道大畑港線、市道中島6号線、</p>

	市道中島1号線及び一般国道279号との交差点から市道中島1号線との交差点間の市道伊勢堂1号線以北の区域に限る。)、宇中島(市道中島6号線及び市道中島1号線以東の区域に限る。)、宇伊勢堂(市道中島1号線及び一般国道279号との交差点から市道中島1号線との交差点間の市道伊勢堂1号線以北の区域に限る。)、宇上野(一般国道279号以東の区域に限る。)、宇水木沢(一般国道279号以東の区域に限る。)、宇平(市道谷地道線との交差点以西の一般国道279号、一般国道279号との交差点から一般国道279号大畑・正津川バイパスとの交差点間の市道谷地道線、市道谷地道線との交差点から正津川との交会点間の一般国道279号大畑・正津川バイパス及び一般国道279号大畑・正津川バイパスとの交会点から一般国道279号との交会点間の正津川以東の区域に限る。)、宇戦敷(一般国道279号との交差点から一般国道279号大畑・正津川バイパスとの交差点間の市道谷地道線及び市道谷地道線との交差点から正津川との交会点間の一般国道279号大畑・正津川バイパス以東の区域に限る。)、宇中道(一般国道279号大畑・正津川バイパス以東の区域に限る。)、宇正津川(一般国道279号との交差点から一般国道279号大畑・正津川バイパスとの交差点間の市道谷地道線、市道谷地道線との交差点から正津川との交会点間の一般国道279号大畑・正津川バイパス、一般国道279号大畑・正津川バイパスとの交会点から一般国道279号との交会点間の正津川及び正津川との交会点以東の一般国道279号以東の区域に限る。)、宇前浜、宇鳥沢(一般国道279号大畑・正津川バイパス以北の区域に限る。)、宇安畑(一般国道279号大畑・正津川バイパス以北の区域に限る。)、宇川代(一般国道279号大畑・正津川バイパス以北の区域に限る。)、宇川代川目(一般国道279号大畑・正津川バイパス以北の区域に限る。)、宇出戸川目(一般国道279号大畑・正津川バイパス及び一般国道279号大畑・正津川バイパス東側との交差点以南の一般国道279号以東の区域に限る。)、宇水川目(県道266号線以北の区域に限る。)
上北郡おいらせ町	宇東下川原、宇新田、宇堀ノ内、宇沼端(町道下前田2号線以南の区域並びに町道日ヶ久保3号線以東の区域に限る。)、松原一丁目、松原二丁目、深沢一丁目(主要地方道八戸・百石線以東の区域に限る。)、深沢二丁目(主要地方道八戸・百石線以東の区域に限る。)
上北郡六ヶ所村	大字泊宇焼山(一般国道338号線と村道泊中央線との交会点以北の一般国道338号線以東及び村道中央線以東の区域に限る。)、宇村ノ内(村道泊中央線以東の区域に限る。)、宇川原(一般国道338号線と村道泊中央線との交会点以北の村道中央線以東及び一般国道338号線と村道泊中央線との交会点以南の一般国道338号線以東の区域に限る。)、大字出戸宇前田、宇岡畑(一般国道338号線以東の区域に限る。)、大字尾敷宇野附(一般国道338号線以東の区域に限る。)、宇沖付(一般国道338号線以東の区域に限る。)、大字鷹架宇道ノ下(一般国道338号線以東の区域に限る。)、宇発茶沢(一般国道338号線以東の区域に限る。)
下北郡東通村	大字蒲野沢宇浜ノ平、大字野牛宇稻崎、宇稻崎平、宇入口、宇釜ノ平及び宇

	古野牛川、大字岩屋字往来、字牛牧及び滝不動平、大字尻屋字八重越、字八峠及び字ツボケ沢、大字尻労字尻労、字天神林、字坂ノ下、字水神林、字焼山(村道尻労浜通線以東の区域に限る。)、字高倉(県道尻労・巖部線と村道尻労浜通線との交会点以北の村道尻労浜通線と県道尻労・巖部線以東の区域に限る。)、字コリマ平(県道尻労・巖部線以東の区域に限る。)、字小田木橋(県道尻労・巖部線以東の区域に限る。)、字中野(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、及び字尻沼(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、大字猿ヶ森字大沼平、字猿沼森、字タテ、字畑福、字浜道、字片貝野、字下山、字尻労道(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、字蒲野沢道(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、字村中(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、字田代道(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、字家ノ下(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、字稻荷森(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、及び字左京平(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、大字小田野沢字荒沼、字湯ノ沢川目、字焼山川目、字中川目、字中道川目、字北向、字畑浦、字浜通及び字南通、大字白糠字前坂下、字垣間、字老部、字家ノ上、字赤平、字稻葉沢、字下馬坂、字向流、字鳥ノ沢、字明神川端及び字明神の上
下北郡風間浦村	大字蛇浦字潜石、字石上及び字蛇浦
三戸郡階上町	大字道仏字大蛇( J R 八戸線から海側の区域に限る。 )

#### 岩手県

宮古市	田老字下扱待(下扱待橋以東の市道上扱待下扱待線以南の区域並びに小堀内漁港(扱待地区)の漁港区域に限る。)、田老字星山(小堀内漁港(扱待地区)の漁港区域に限る。)、田老字水沢(市道下扱待川向線及び市道下扱待川向線の終点から東延長上以北の区域、小堀内漁港(水沢地区)の漁港区域に限る。)、田老字水沢南(小堀内漁港(水沢地区)の漁港区域に限る。)、田老字向新田(小堀内漁港(小堀内地区)の漁港区域に限る。)、田老字青野滝北(小堀内漁港(小堀内地区)の漁港区域に限る。)、田老字青野滝南、田老字重津部北、田老字重津部、田老字乙部野、田老字駿達、田老字和野、田老字越田、田老字青砂里、田老字乙部、田老字野原、田老字荒谷(市道市街地 3 号線以東の区域に限る。)、田老字川向、田老字館が森(市道市街地 3 号線及び市道市街地 6 号線以東の区域に限る。)、田老字田中、田老字小林(馬場野下の橋から市道市街地 47 号線終点見通し以南の区域に限る。)、田老字小田代(三陸鉄道線路以東の区域に限る。)、田老字向山(二級河川田代川以西の区域に限る。)、田老字西向山(市道市街地 107 号線及び市道市街地 141 号線以北の区域並びに樫内漁港区域に限る。)、田老字古田(市道市街地 141 号線以北の区域に限る。)、田老字樫内(樫内漁港の漁港区域に限る。)、大字崎山第 3 地割(宮古市立崎山小学校、宮古市立崎山中学校、宮古市崎山保育所及び宮古市姉ヶ崎サン・スポーツランドを除く区域に限る。)、大字崎山第 4 地割(大字崎山第 4 地割 10 番、11 番、44 番 2、44 番 4、86 番 3、91 番 1、94 番 2、
-----	---



98番、101番、101番2、102番、113番2、114番、121番、173番2、178番4、185番6、188番2及び209番を除く区域に限る。)、大字崎山第5地割(一般国道45号以東の区域(大字崎山第5地割46番1、46番5、48番、94番、95番1、95番2、95番3、96番、97番、98番2、98番15、98番20及び99番を除く区域に限る。))に限る。)、大字崎山第6地割(一般国道45号以東の区域に限る。)、大字崎鉾ヶ崎第8地割(一般県道崎山宮古線以東の区域に限る。)、大字崎鉾ヶ崎第16地割(日出島漁港の漁港区域に限る。)、鉾ヶ崎第6地割、日立浜町(日立浜町32番4、岩手県立水産科学館を除く区域に限る。)、山根町、蛸の浜町(蛸の浜町136番、143番、144番、145番5、146番1を除く区域に限る。)、熊野町(宮古市立鉾ヶ崎小学校敷地以南の区域に限る。)、日影町(一般県道崎山宮古線以北及び市道日影川端線以東の区域に限る。)、鉾ヶ崎下町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎上町(鉾ヶ崎上町16番、17番、18番、19番、20番、20番2、20番3、21番、22番1、22番2を除く区域に限る。)、港町、臨港通、光岸地(光岸地40番、40番1、42番38、42番41、45番2を除く区域に限る。)、築地二丁目(市道築地通り線及び市道旧館6号線以南の区域に限る。)、藤原一丁目(一般国道45号以北の区域に限る。)、藤原二丁目(藤原一丁目との境界から市道須賀1号線との交差点間の市道藤原中通線、市道藤原中通線との交差点から市道藤原東通線との交差点間の市道須賀1号線、市道須賀1号線との交差点から市道須賀2号線との交差点間の市道藤原東通線、市道藤原東通線との交差点から市道藤原海岸線との交差点間の市道須賀2号線、市道須賀2号線との交差点から市道須賀3号線との交差点間の市道藤原海岸線及び市道藤原海岸線と市道藤原海岸線から市道須賀3号線終点間の市道須賀3号線から海側の区域に限る。)、藤原三丁目(防潮堤から海側の区域に限る。)、大字磯鷄第4地割、磯鷄石崎(一般国道45号以東の区域並びに一般国道45号、市道磯鷄金浜線、市道磯鷄1号線及び市道磯鷄2号線により囲まれた区域に限る。)、磯鷄沖(一般国道45号以東の区域に限る。)、磯鷄二丁目(一般国道45号以東の区域に限る。)、神林、藤の川(一般国道45号から海側の区域並びに藤の川64番2、65番、66番2、66番3、67番1、68番、69番、70番、71番、72番、73番1、73番2、74番1、74番2、76番1、76番2、77番、78番1、78番4、79番1、80番1、81番、81番1、82番、83番1、83番8、84番1及び86番1の各区域に限る。)、高浜二丁目(一般国道45号から海側の区域に限る。)、大字金浜第1地割(一般国道45号から海側の区域に限る。)、大字金浜第2地割(市道金浜1号線との交差点以北の一般国道45号から海側の区域に限る。)、大字津軽石第1地割、大字津軽石第2地割(津軽石川以南の区域に限る。)、大字津軽石第7地割(主要地方道重茂半島線、市道栄通り駒形線、市道赤前3号線及び大字津軽石第8地割で囲まれた区域に限る。)、大字津軽石第8地割(市道赤前3号線以北の区域(主要地方道重茂半島線以南の区域に限る。))に限る。)、大字赤前第6地割(大字津軽石との境界、市道赤前線及び市道工業高校線で囲まれた区域に限る。)、大字赤前第8地割(主要地方道重茂半島

	<p>線以北の区域に限る。)、大字赤前第 9 地割(主要地方道重茂半島線以北の区域に限る。)、大字赤前第 12 地割(市道小堀内赤前線から海側の区域に限る。)、大字赤前第 13 地割(市道小堀内赤前線から海側の区域に限る。)、大字赤前第 15 地割(大字赤前第 14 地割と大字赤前第 15 地割の境界との交差点から市道堀内中央線との交差点間の市道釜ヶ沢堀内線、市道堀内中央線及び市道堀内中央線との交差点から市道熊の平堀内線終点間の市道熊の平堀内線から海側の区域に限る。)、大字赤前第 16 地割、大字赤前第 17 地割、白浜第 1 地割(白浜漁港の漁港区域に限る。)、白浜第 2 地割(白浜漁港の漁港区域に限る。)、白浜第 3 地割、大字重茂第 1 地割(宮古市役所重茂出張所、宮古市重茂総合交流促進センター、岩手県立宮古病院重茂診療所、重茂郵便局、宮古市立学校重茂地区給食センター、大字重茂第 1 地割 24 番 1、37 番 1 及び 91 番 2 を除く区域に限る。)、大字重茂第 3 地割(重茂漁港の漁港区域に限る。)、大字重茂第 6 地割、大字重茂第 7 地割(大字重茂第 7 地割 29 番 1、30 番 1、31 番、32 番及び 33 番 1 を除く区域に限る。)、大字重茂第 9 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域に限る。)、大字重茂第 10 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域に限る。)、大字重茂第 11 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域(宮古市立千鶏小学校を除く区域に限る。))に限る。)、大字重茂第 14 地割(主要地方道重茂半島線以東の区域に限る。)、大字重茂第 15 地割(石浜漁港の漁港区域に限る。)、大字重茂第 16 地割(主要地方道重茂半島線以南の区域に限る。)、大字重茂第 18 地割(主要地方道重茂半島線以東の区域に限る。)、大字重茂第 20 地割(主要地方道重茂半島線以北の区域に限る。)、大字重茂第 21 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域に限る。)、大字重茂第 22 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域に限る。)、大字重茂第 23 地割(市道浦の沢線以東の区域に限る。)、大字重茂第 25 地割(市道荒巻海岸線以東の区域に限る。)、大字重茂第 26 地割(仲組漁港の漁港区域、市道浦の沢線以東の区域、市道宿浜 1 号線以南の区域並びに市道鶯磯海岸線以北の区域に限る。)、大字重茂第 27 地割(仲組漁港の漁港区域に限る。)、大字重茂第 29 地割(仲組漁港の漁港区域に限る。)、大字重茂第 30 地割(浦ノ沢漁港の漁港区域に限る。)、大字音部第 1 地割(音部漁港の漁港区域に限る。)、大字音部第 4 地割(主要地方道重茂半島線以北の区域に限る。)、大字音部第 5 地割、大字音部第 6 地割、大字音部第 9 地割(市道浦の沢線以東の区域に限る。))</p>
大船渡市	<p>末崎町(字鳥崎(J R 大船渡線から海側の区域に限る。))、字高清水(J R 大船渡線から海側の区域に限る。))、字小田(J R 大船渡線から海側の区域に限る。))、字大田(J R 大船渡線から海側の区域に限る。))、字鶴巻、字門之浜、字小中井、字西館、字山根、字泊里、字中森、字大豆沢、字大浜、字赤土倉、字山岸、字小細浦(J R 大船渡線以東の区域に限る。))、字神坂、字中野(市道中野上山線以北、主要地方道大船渡広田陸前高田線以東及び市道中野 3 号線以東の区域に限る。))、字細浦(J R 大船渡線から海側の区域に限る。))、字内田(J R 大船渡線から海側の区域に限る。))、字峯岸(J R 大船渡線から</p>

海側の区域に限る。)、宇石浜(林道箱根山線から海側の区域に限る。)&及び  
宇船河原(一般国道45号から海側の区域に限る。)&の各区域に限る。)、大船  
渡町(宇下船渡(JR大船渡線から海側の区域に限る。))、宇宮ノ前(JR大船  
渡線から海側の区域に限る。)、宇砂子前(JR大船渡線から海側の区域に限  
る。)、宇下平(JR大船渡線から海側の区域に限る。)、宇上平(JR大船渡  
線から海側の区域に限る。)、宇永沢(JR大船渡線から海側の区域に限る。)、  
宇笹崎(市道笹崎下船渡線以東の区域に限る。)、宇野々田、宇茶屋前、宇明  
神前(市道明神前11号線以北、市道明神前9号線以東及び市道野々田川口橋  
線以東の区域に限る。)、宇台(市道地ノ森野々田線以東の区域に限る。)、  
宇新田(市道地ノ森野々田線以東、市道新田10号線以東及び市道新田5号線  
以東の区域に限る。)、宇地ノ森(JR大船渡線以東の区域に限る。)、宇欠  
ノ下向、宇中港、宇役料、宇堀川および宇砂森の各区域に限る。)、盛町(宇  
中道下及び宇田中島の各区域に限る。)、赤崎町(宇石橋前(三陸鉄道南リア  
ス線以南の区域に限る。))、宇佐野(三陸鉄道南リアス線以南及び市道佐野沢  
田線以西の区域に限る。)、宇亀井田、宇曲土手、宇普金、宇塩場、宇跡浜、  
宇生形、宇大洞、宇山口、宇大立、宇永浜、宇清水、宇蛸ノ浦、宇鳥沢、宇  
長崎、宇外口及び宇合足の各区域に限る。)、三陸町綾里(宇打越(主要地方  
道大船渡綾里三陸線から海側の区域に限る。))、宇小路(主要地方道大船渡綾  
里三陸線から海側の区域に限る。))、宇八ヶ森、宇石浜、宇港、宇岩崎、宇  
清水(市道清水線以南の区域に限る。))、宇平館、宇黒土田、宇館、宇田浜上、  
宇田浜下、宇野々前(市道綾里駅野々前線から海側、市道野々前旧線から海  
側及び市道綾里岬線から海側の区域に限る。))、宇大明神、宇大久保(三陸鉄  
道南リアス線から海側の区域に限る。))、宇白浜(三陸鉄道南リアス線から海  
側の区域に限る。))、宇殿畑(主要地方道大船渡綾里三陸線から海側の区域に  
限る。))、宇砂子浜、宇館ヶ森(市道小石浜砂子浜線から海側の区域に限る。))  
及び宇小石浜(主要地方道大船渡綾里三陸線から海側の区域に限る。))の各区  
域に限る。))、三陸町越喜来(宇鬼沢、宇甫嶺、宇小泊、宇泊、宇沖田(三陸  
鉄道南リアス線以東の区域に限る。))、宇所通(三陸鉄道南リアス線以東の区  
域に限る。))、宇前田(市道越喜来中学校線以南及び市道合野線以南の区域に  
限る。))、宇杉下(市道合野線以南の区域に限る。))、宇浪板(県道崎浜港線か  
ら海側の区域に限る。))、宇大平(県道崎浜港線から海側の区域並びに市道大  
塩線から海側の区域に限る。))、宇仲崎浜(市道崎浜横断線から海側及び市道  
学校上線から海側の区域に限る。))、宇東崎浜(市道鳥の木沢線から海側の区  
域並びに市道大塩2号線から海側の区域に限る。))、宇明神道(林道大塩線か  
ら海側の区域に限る。))及び宇鳥頭(林道増館線から海側、市道大塩線から海  
側、市道小壁線から海側及び林道大塩線から海側の区域に限る。))の各区域  
に限る。))、三陸町吉浜(宇増館(市道増館線から海側及び林道増館線から海  
側の区域に限る。))、宇横石、宇川原(三陸鉄道南リアス線から海側の区域に  
限る。))、宇中井(三陸鉄道南リアス線から海側の区域に限る。))、宇沖田(三  
陸鉄道南リアス線から海側の区域に限る。))、宇上野(三陸鉄道南リアス線か

	ら海側の区域に限る。)、字扇洞(県道吉浜上荒川線から海側の区域に限る。)、字根白(県道吉浜上荒川線から海側の区域に限る。)、字向野(県道吉浜上荒川線から海側の区域に限る。)及び字千歳(県道吉浜上荒川線から海側の区域に限る。)の各区域に限る。)
久慈市	夏井町閉伊口第 8 地割(県道侍浜・夏井線と市道半崎漁港線交差点以東の区域並びに夏井川右岸の区域に限る。)、夏井町閉伊口第 9 地割、夏井町大崎第 8 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、夏井町大崎第 11 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、夏井町大崎第 12 地割、夏井町大崎第 13 地割、夏井町大崎第 14 地割、夏井町大崎第 15 地割、湊町第 14 地割、湊町第 15 地割、湊町第 16 地割、湊町第 17 地割、湊町第 18 地割、湊町第 19 地割、湊町第 20 地割、湊町第 21 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、湊町第 22 地割、湊町第 23 地割、新井田第 3 地割(八戸久慈自動車道久慈道路、一般国道 395 号及び J R 八戸線で囲まれた区域に限る。)、長内町第 35 地割(県道野田・長内線以東の区域に限る。)、長内町第 36 地割、長内町第 37 地割、長内町第 40 地割、長内町第 42 地割、長内町第 43 地割(県道野田・長内線以北の区域に限る。)、長内町第 44 地割、長内町第 47 地割、宇部町第 20 地割(県道野田・長内線、市道久喜線及び市道久喜漁港線で囲まれた区域に限る。)、宇部町第 21 地割(107 番地 31 を除く区域に限る。)、宇部町第 24 地割
陸前高田市	気仙町字木場、気仙町字砂盛、気仙町字土手影、気仙町字中堰、気仙町字奈々切、気仙町字小淵、気仙町字二日市、気仙町字湊、気仙町字古谷、気仙町字双六、気仙町字福伏(宮城県境から市道湊福伏線との接続地点間の一般国道 45 号線及び一般国道 45 号との接続地点から字嬰谷間の市道湊福伏線から海側の区域に限る。)、高田町字中川原、高田町字森の前、高田町字馬場前、高田町字館の沖、高田町字並杉、高田町字砂畑、高田町字本宿、高田町字古川、高田町字曲松、高田町字中宿、高田町字長砂、高田町字中長砂、高田町字下宿、米崎町字中田、米崎町字沼田、米崎町字脇の沢、米崎町字館、米崎町字堂の前、米崎町字川西(39 番地 1 及び 40 番地 2 を除いた区域に限る。)、小友町字茶立場、小友町字三日市、小友町字金浜、小友町字真加沢、小友町字両替(J R 大船渡線から海側の区域に限る。)、小友町字浦田、小友町字唯出、小友町字谷地前、小友町字矢の浦、小友町字瀬沢(市道大陽小友浦線から海側の区域に限る。)、広田町字六ヶ浦、広田町字中沢、広田町字後浜、広田町字泊、広田町字羽根穴、広田町字大久保(主要地方道大船渡広田陸前高田線から海側の区域に限る。)、広田町字天王前(5 番地 1、52 番地及び 64 番地 1 を除いた区域に限る。)、広田町字御城林、広田町字前花貝、広田町字後花貝、広田町字長洞
釜石市	新浜町 1 丁目、新浜町 2 丁目、東前町、魚河岸、浜町 1 丁目、浜町 2 丁目、浜町 3 丁目(市道浜町 9 号線の起点と市道浜町 2 号線の起点で結ぶ線から海側の区域に限る。)、港町 1 丁目、港町 2 丁目、只越町 1 丁目、只越町 2 丁目、只越町 3 丁目、天神町(市道只越天神町線以東の区域を除く。)、大只越町 1 丁目、大只越町 2 丁目(市道大只越町 1 号線、市道大只越町 7 号線、市

	<p>道大只越町 2 号線及び市道大町只越町 1 号線で囲まれた区域に限る。)、大町 1 丁目、大町 2 丁目、大町 3 丁目、大渡町 1 丁目、大渡町 2 丁目、大渡町 3 丁目(市立釜石小学校を除く区域に限る。)、鈴子町、駒木町、松原町 1 丁目、松原町 2 丁目、松原町 3 丁目、嬉石町 1 丁目(市立釜石市民交流センターを除く区域に限る。)、嬉石町 2 丁目、嬉石町 3 丁目(市立白山小学校を除く区域に限る。)、大平町 3 丁目(一般国道 45 号以西の区域並びに大平公園以南の区域を除く。)、大平町 4 丁目、大字釜石第 1 地割(市道水海線から海側の区域に限る。)、大字釜石第 6 地割、大字平田第 1 地割(仙寿橋以東の区域に限る。)、大字平田第 2 地割(仙寿橋以東の区域に限る。)、大字平田第 3 地割(大平町 3 丁目との字境から市道平田 1 号線の起点間の一般国道 45 号と市道平田 1 号線の起点と上平田配水池とを結ぶ線で囲まれた区域を除く。)、大字平田第 4 地割、大字平田第 5 地割(一般国道 45 号以西の区域並びに市道平田 17 号線以南の区域を除く。)、大字平田第 6 地割(県立釜石商業高校以南の区域を除く。)、大字平田第 7 地割(市立尾崎小学校を除く区域に限る。)、大字平田第 8 地割、大字平田第 9 地割、鶯住居町第 11 地割、鶯住居町第 12 地割(主要地方道釜石遠野線以北の区域に限る。)、鶯住居町第 14 地割、鶯住居町第 15 地割、鶯住居町第 16 地割(J R 山田線以東の区域に限る。)、鶯住居町第 17 地割、鶯住居町第 18 地割、鶯住居町第 19 地割、鶯住居町第 20 地割、鶯住居町第 21 地割、鶯住居町第 22 地割、両石町第 1 地割、両石町第 2 地割、両石町第 3 地割、両石町第 4 地割(市道大骨沢線以東の区域に限る。)、両石町第 5 地割、片岸町第 1 地割、片岸町第 2 地割、片岸町第 3 地割、片岸町第 4 地割、片岸町第 5 地割、片岸町第 6 地割、片岸町第 7 地割、片岸町第 8 地割、片岸町第 9 地割、片岸町第 10 地割、箱崎町第 1 地割(市立白浜小学校を除く区域に限る。)、箱崎町第 2 地割、箱崎町第 3 地割(市立箱崎白浜へき地保育所を除く区域に限る。)、箱崎町第 4 地割、箱崎町第 5 地割、箱崎町第 6 地割、箱崎町第 7 地割、箱崎町第 8 地割、箱崎町第 9 地割、箱崎町第 10 地割、箱崎町第 13 地割、唐丹町字花露辺、唐丹町字本郷、唐丹町字大曾根(県道桜峠・平田線以南の区域に限る。)、唐丹町字桜峠(一般国道 45 号以東の区域に限る。)、唐丹町字小白浜(市道唐丹 58 号線から海側の区域に限る。)、唐丹町字片岸(市道唐丹 57 号線以南の区域(一般国道 45 号以東の区域に限る。))を除く区域に限る。)、唐丹町字川目(落合橋以東の区域に限る。)、唐丹町字下荒川、唐丹町字荒川(一般国道 45 号及び市道下荒川団地 1 号線以南の区域に限る。)、唐丹町字上荒川(三陸鉄道南リアス線以東の区域並びに一般国道 45 号と市道唐丹 78 号線で囲まれた区域に限る。)、唐丹町字向(市立大石地域交流センターを除く区域に限る。)、唐丹町字大石、唐丹町字屋形</p>
上閉伊郡大槌町	<p>吉里吉里第 7 地割、吉里吉里第 8 地割、吉里吉里第 10 地割、吉里吉里第 11 地割、吉里吉里第 13 地割、吉里吉里第 14 地割、吉里吉里一丁目、吉里吉里二丁目、吉里吉里三丁目、吉里吉里第 30 地割、赤浜一丁目、赤浜二丁目、安渡一丁目、安渡二丁目、安渡三丁目、新港町、港町、大槌第 14 地割、大</p>

	<p>槌第 15 地割、大槌第 16 地割、大槌第 17 地割、大槌第 20 地割、大槌第 21 地割、大槌第 22 地割、大槌第 23 地割、大槌第 24 地割、末広町、新町、大町、本町、上町、栄町、須賀町、小槌第 27 地割、小槌第 28 地割、小槌第 29 地割</p>
下閉伊郡山田町	<p>大沢第 1 地割、大沢第 2 地割、大沢第 5 地割、大沢第 6 地割(51 番地を除く区域に限る。)、大沢第 7 地割、大沢第 8 地割(24 番地及び 17 番地 7 を除く区域に限る。)、大沢第 9 地割、大沢第 10 地割、大沢第 11 地割、大沢第 12 地割、大沢第 13 地割(59 番地 29 を除く区域に限る。)、山田第 1 地割(11 番地 3 を除く区域に限る。)、山田第 2 地割、山田第 4 地割、山田第 5 地割、山田第 10 地割、山田第 11 地割、山田第 13 地割、山田第 14 地割(21 番地を除く区域に限る。)、北浜町、中央町、川向町、境田町、飯岡第 1 地割(オランダ島の区域に限る。)、織笠第 1 地割、織笠第 2 地割、織笠第 3 地割、織笠第 8 地割(6 番地 2 を除く区域に限る。)、織笠第 9 地割、織笠第 11 地割(30 番地、80 番地及び 93 番地 3 を除く区域に限る。)、織笠第 12 地割、織笠第 13 地割、織笠第 14 地割(J R 山田線から海側の区域に限る。)、船越第 3 地割(J R 山田線から海側の区域に限る。)、船越第 4 地割(J R 山田線から海側の区域に限る。)、船越第 5 地割(J R 山田線から海側の区域に限る。)、船越第 6 地割(J R 山田線から海側の区域に限る。)、船越第 7 地割、船越第 8 地割、船越第 9 地割(10 番地 1 を除く区域に限る。)、船越第 10 地割(41 番地 21 を除く区域に限る。)、船越第 11 地割、船越第 12 地割、船越第 13 地割、船越第 14 地割、船越第 15 地割、船越第 16 地割、船越第 17 地割、船越第 18 地割、船越第 19 地割(46 番地 4 を除く区域に限る。)、船越第 20 地割(10 番地を除く区域に限る。)、船越第 21 地割、船越第 22 地割(11 番地を除く区域に限る。)、船越第 23 地割</p>
下閉伊郡岩泉町	<p>小本字大牛内(町道小本港線以南の区域に限る。)、小本字小掛、小本字鼻保、小本字須賀、小本字下中野、小本字家の向、小本字鈿、小本字南中野、小本字小本、小本字小成</p>
下閉伊郡田野畑村	<p>北山(北山漁港区域に限る。)、机(机漁港区域並びに北山漁港区域に限る。)、明戸(166 番地、173 番地 1 を除く区域に限る。)、羅賀(三陸鉄道から海側の区域に限る。)、和野(カンパネルラ田野畑駅から島越小学校見通しから海側の区域に限る。)、松前沢(1 番地、2 番地、3 番地、4 番地、5 番地、6 番地、7 番地及び 8 番地の各区域に限る。)、島越(カンパネルラ田野畑駅から真木沢公民館見通しより海側の区域(白池川以北の区域に限る。))並びに島越漁港区域に限る。)、真木沢(真木沢漁港区域に限る。)</p>
下閉伊郡普代村	<p>第 19 地割字白井(102 番地 2、103 番地 2、104 番地 36、107 番地の各区域に限る。)、第 20 地割字馬場野(沢漁港区域に限る。)、第 14 地割字宇留部(普代水門と村道普代港線間から海側の区域に限る。)、第 4 地割字和野山、第 7 地割字明神(普代水門以南の県道岩泉平井賀普代線から海側の区域に限る。)、第 5 地割字上の山(大沢川、村道太田名部黒崎線に囲まれた区域(村道大沢線大沢 1 号橋から海側の区域に限る。))に限る。)</p>

九戸郡野田村	大字野田第 9 地割、第 10 地割、第 11 地割、第 16 地割、第 17 地割、第 18 地割、第 19 地割、第 20 地割、第 28 地割、第 29 地割、第 30 地割、第 36 地割、第 37 地割、大字玉川第 2 地割(国民宿舍「えぼし荘」を除く区域に限る。)、第 3 地割(村道横小路線と玉川に囲まれた区域に限る。)、第 4 地割(村道横小路 2 号線以東の区域に限る。)、第 5 地割(三陸鉄道北リアス線路線以東の区域に限る。)
九戸郡洋野町	有家第 2 地割、有家第 3 地割、小子内第 3 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、小子内第 5 地割、種市第 1 地割(町道八木南線、八木住宅一号線及び八木住宅二号線以北の区域に限る。)、種市第 2 地割、種市第 3 地割(県道八木港線及び一般国道 45 号線以東の区域に限る。)、種市第 4 地割(町道吹切線以東の区域に限る。)、種市第 15 地割(県道角ノ浜玉川線以東の区域に限る。)、種市第 16 地割(県道角ノ浜玉川線以東の区域に限る。)、種市第 17 地割(県道角ノ浜玉川線以東の区域に限る。)、種市第 18 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、種市第 20 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、種市第 22 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、種市第 27 地割、種市第 28 地割(町道川尻南館線及び町道横手川尻線以東の区域に限る。)、種市第 32 地割(町道平内川尻一号線以東の区域に限る。)、種市第 33 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、種市第 35 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、種市第 36 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)

宮城県

仙台市宮城野区	蒲生 2 丁目、港 1 丁目、港 2 丁目、港 3 丁目、港 4 丁目、港 5 丁目、蒲生(宇荒田、字鍛冶谷地、字北荒田、字八郎兵エ谷地第二、字町及び字南中河原の各区域に限る。)、中野(字駈上、字新田、字高松、字船入及び字沼向の各区域に限る。)
仙台市若林区	荒浜(字北丁、字中丁及び字南丁の各区域(北貞山運河左岸線以東の区域に限る。))に限る。)、藤塚字屋敷
石巻市	西浜町、重吉町、中島町、三河町、潮見町、雲雀野町 1 丁目、雲雀野町 2 丁目、南光町 2 丁目、南浜町 1 丁目、南浜町 2 丁目、南浜町 3 丁目、南浜町 4 丁目、門脇町 1 丁目、門脇町 2 丁目、門脇町 3 丁目、中央 1 丁目、中央 2 丁目、中央 3 丁目、住吉町 1 丁目、住吉町 2 丁目、大橋 2 丁目、水明南 1 丁目、水明南 2 丁目、中瀬、八幡町 1 丁目、八幡町 2 丁目、不動町 1 丁目、不動町 2 丁目、湊(字不動沢及び字藤の巻の各区域に限る。)、湊町 1 丁目、川口町 1 丁目、川口町 3 丁目、魚町 1 丁目、魚町 2 丁目、魚町 3 丁目、渡波(字浜曾根山、字浜曾根の巻、字沖六勺、字新釜、字中三勺、字鳥ノ巣、字祝田、字祝田の巻、字大森(市道 3003 号祝田小竹線以西の区域に限る。))、字梨木畑(主要地方道石巻鮎川線以北の区域に限る。)、字佐須、字佐須藤ヶ崎及び字袖の浜(市道 3003 号祝田小竹線以西の区域に限る。))の各区域に限る。)、松原町、長浜町、幸町、渡波町 3 丁目、万石町、塩富町 1 丁目、流留(字沖、字家の前及び字町(J R 石巻線以南の区域に限る。))の各区域に限る。

る。)、沢田(字沢田、字折立(一般国道 398 号線以南の区域に限る。))及び字志の畑の各区域に限る。)、小竹浜(字小竹及び字州土歩山(市道 3003 号祝田小竹線以南の区域に限る。))の各区域に限る。)、折浜(字折浜及び字蛤浜の各区域に限る。)、桃浦(字上ノ山、字トウミキ、字浦、字寺下、字浜中及び字向の各区域に限る。)、月浦(字月浦(市道 6006 号月浦 1 号線以西の区域に限る。))及び字松木沢の各区域に限る。)、侍浜(字侍浜、荻浜(字荻浜及び字横浜山の各区域に限る。))、小積浜(字横スカ、字小積及び字谷川道の各区域に限る。)、牧浜(字牧屋敷及び字竹浜道(市道 6011 号小積浜福貴浦小網倉線以北の区域に限る。))の各区域に限る。)、竹浜(字竹屋舗、狐崎浜(字狐崎屋敷、字家ノ上及び字鹿立屋敷の各区域に限る。))、福貴浦(字福貴屋敷(市道 6011 号小積浜福貴浦小網倉線以東及び市道 6015 号竹浜狐崎福貴浦線以東の区域に限る。))及び字鹿立屋敷の各区域に限る。)、田代浜(字仁斗田、字敷島及び字大泊の各区域に限る。)、福地(字大正、字昭和及び字山下の各区域に限る。)、釜谷(字川前、字新町裏及び字谷地中の各区域に限る。)、長面(字鳥屋場、字須賀、字洞ヶ崎、字平六、字角内谷地、字梨木及び字江畑の各区域に限る。)、尾崎(字弘象、雄勝町名振(字東、字中、字西及び字小浜の各区域に限る。))、雄勝町船越(字船越、字清水、字小泊及び字荒の各区域に限る。))、雄勝町大須(字大須及び字船隠の各区域に限る。))、雄勝町熊沢(字熊沢及び字大畑の各区域に限る。))、雄勝町桑浜(字羽坂(305 番地を除く区域に限る。))、雄勝町立浜(字立浜、字天神及び字寺下の各区域に限る。))、雄勝町大浜(字大浜及び字袖浜の各区域に限る。))、雄勝町明神(字明神及び字沼尻の各区域に限る。))、雄勝町雄勝(字伊勢畑、雄勝町伊勢畑 1 丁目、雄勝町下雄勝 1 丁目、雄勝町下雄勝 2 丁目、雄勝町下雄勝 3 丁目、雄勝町上雄勝 1 丁目、雄勝町上雄勝 2 丁目、雄勝町上雄勝 3 丁目、雄勝町雄勝(字上雄勝、字小淵、字味噌作、字寺、字船戸神明、字唐桑及び字呉壺の各区域に限る。))、雄勝町水浜(字水浜、字向及び字小浜の各区域に限る。))、雄勝町分浜(字分浜及び字波板の各区域に限る。))、北上町十三浜(字月浜(国有林を除く区域に限る。))、字月浜前、字東田、字立神(国有林を除く区域に限る。))、字長塩谷、字白浜、字下山、字上ノ山、字小室、字大室、字小泊、字相川、字崎山、字小指、字大指及び字石生の各区域に限る。))、鮎川浜湊川(市道湊川第 12 線以南の区域に限る。))、鮎川浜林下、鮎川浜北、鮎川浜南(県道牡鹿半島公園線から海側の区域に限る。))、鮎川浜向田、鮎川浜出島、鮎川大町、鮎川浜丁、長渡浜長渡、長渡浜大金、長渡浜根組、網地浜網地、網地浜髪剃坂、網地浜前田、網地浜太平、十八成浜十八成、十八成浜金剛田、十八成浜葉ノ木沢、十八成浜金剛畑、小淵浜小淵、小淵浜薬師山前、小淵浜向田、小淵浜西出当、小淵浜カント、給分浜給分、給分浜大房、給分浜中沢、大原浜字町、大原浜中沢、大原浜戸泥、清水田浜二渡、清水田浜深田、清水田浜藤畑、小網倉浜小網倉、小網倉浜釜ノ前、小網倉浜柳町、小網倉浜戸根入道下、小網倉浜笹窪、谷川浜八幡下、谷川浜前田、谷川浜一ツ谷、谷川浜釜田、谷川浜中田、谷川浜上田、谷川浜後川、谷川浜清水、谷川浜大畑、谷川浜中井道、



	谷川浜脇ノ入、谷川浜祝浜、大谷川浜大谷川、大谷川浜苗代目、大谷川浜大谷川二番、鮫浦的場、鮫浦細田、鮫浦存入田、鮫浦浜畑、泊浜泊、前網浜前網、寄磯浜前浜、寄磯浜大松(寄磯漁港埋立地内の区域に限る。)
塩竈市	新浜町一丁目(市道新浜藤倉線、一般国道45号線、新浜町大通線及び市道新浜町八号線に囲まれた区域を除く。)、新浜町三丁目(新浜町三丁目六号線から新浜町三丁目12号線との交差点までの新浜町三丁目20号線、新浜町三丁目13号線との交差点までの新浜町三丁目12号線、新浜町三丁目16号線との交差点までの新浜町三丁目13号線、新浜町三丁目2号線との交差点までの新浜町三丁目16号線、新浜町三丁目16号線との交差点以西の新浜町三丁目2号線間海側の区域(東北区水産試験所を除く区域に限る。))に限る。)、北浜一丁目、北浜四丁目、海岸通、港町一丁目、貞山通一丁目、貞山通二丁目、貞山通三丁目(塩竈港緑地から海側の区域に限る。)、牛生町(主要県道仙台塩竈線から海側の区域に限る。)、字庵寺、字梅ヶ浜、字本石浜、字平和田、字河岸、字馬越(市立浦戸中学校・市立浦戸第二小学校用地を除く区域に限る。)、字毛無崎、字湊、字朴島宅地、字家上一
気仙沼市	朝日町、川口町1丁目、川口町2丁目、内の脇3丁目、内の脇、潮見町、潮見町2丁目、南町海岸、南町3丁目、魚町1丁目、魚町2丁目、港町、魚市場前、南郷、一景島、魚浜町、浜町1丁目、浜町2丁目、本浜町1丁目、本浜町2丁目、錦町2丁目、東みなと町、浪板、大浦、小々汐、二ノ浜、三ノ浜、東八幡前(一般国道45号以南の区域に限る。)、松崎前浜、松崎片浜、松崎尾崎、赤岩港、松崎北沢(市道五駄鱈北沢線以東の区域に限る。)、岩月千岩田、岩月台ノ沢、岩月墨谷、最知川原、最知北最知、最知森合、長磯森、長磯七半沢、長磯浜、波路上内田、波路上牧、波路上瀬向、波路上内沼、波路上岩井崎、波路上崎野、波路上明戸、波路上杉ノ下、波路上野田、波路上向田、波路上向原、外浜、亀山、磯草、浦の浜、田尻、外畑、大向、高井、廻館、長崎、浅根、要害、中山、駒形、唐桑町竹の袖、唐桑町釜石下、唐桑町港、唐桑町台の下、唐桑町出山、唐桑町荒谷前、唐桑町岩井沢、唐桑町大畑、唐桑町唯越、唐桑町只越、唐桑町上川原、唐桑町高石浜、唐桑町石浜、唐桑町明戸、唐桑町馬場、唐桑町宿浦、唐桑町浦、唐桑町東舞根、唐桑町西舞根、唐桑町鮪立、唐桑町上鮪立、唐桑町小鮪、唐桑町上小鮪、唐桑町中井、唐桑町小長根、唐桑町欠浜、唐桑町津本、唐桑町崎浜
名取市	関上1丁目、関上2丁目、関上3丁目、関上4丁目、関上5丁目、関上6丁目、関上宇東須賀、下増田(字屋敷、字台林及び字広浦(市道飯塚開発線以南の区域を除く。))の各区域に限る。)
多賀城市	丸山2丁目、大代1丁目、栄1丁目、栄4丁目
岩沼市	下野郷(字浜及び字赤江川の各区域に限る。)、押分字須加原、早股字前川、寺島(字北新田及び字川向の各区域に限る。)
東松島市	大曲(字下台、字土手下南、字沼尻、字南浜及び字道下南の各区域に限る。)、浜市(字樋場及び字束浮足の各区域に限る。)、野蒜(字小原、字宇津、字上山ノ坊、字下山ノ坊、字下沼、字洲崎、字原、字細田、字谷地中、字山崎、

	字南赤崎及び字南余景の各区域に限る。)、川下(字岩ヶ沢、字宿浦及び字台前の各区域に限る。)、新東名4丁目、大塚(字大塚、字東名、字長石、字長浜、字大東及び字松崎の各区域に限る。)、官戸(字大浜、字神ノ前、字川田、字川原、字川向、字北鱒ヶ淵、字里、字蛤浜、字松ヶ島、字茗荷、字三サ河、字村、字室浜及び字元屋敷の各区域に限る。)
亙理郡亙理町	荒浜(字隈崎及び字築港通りの各区域に限る。)、吉田字砂浜
亙理郡山元町	山寺字須賀、高瀬(字浜砂及び字新浜二の各区域に限る。)、坂元(字浜、字前谷地、字南谷地、字磯北谷地、字磯浜及び字浜谷地の各区域に限る。)
宮城郡松島町	松島(字判官、字霞ヶ浦、字小石浜、字浪打浜、字町内、字仙随及び字東浜の各区域に限る。)、高城字浜、磯崎(字浜、字磯崎及び字長田の各区域に限る。)、手樽(字早川東、字広浦、字柿ノ浦及び字大浜の各区域に限る。)
宮城郡七ヶ浜町	湊浜(鱸沼及び砂場の各区域に限る。)、松ヶ浜(浜屋敷、後田及び神明裏の各区域に限る。)、菖蒲田浜(宅地、牛ノ鼻木、長砂、東峠下、西峠下、石畑、諏訪前、菫ヶ森、長須賀及び橋元の各区域に限る。)、花淵浜(金色、浜沼、表浜一、小塚、館下及び上ノ山の各区域に限る。)、吉田浜(屋敷、代ヶ崎浜(前島、清水、西及び土浜の各区域に限る。))、東宮浜(水浜及び鶴ヶ湊の各区域に限る。)、南ヶ切、林合
宮城郡利府町	赤沼(字井戸尻(東北本線から海側の区域に限る。))、字浜田(東北本線から海側の区域に限る。))、字中倉(町道大日向須賀線から海側の区域(塩齋市廃棄物埋立処理場敷地を除く区域に限る。))及び字須賀(町道大日向須賀線から海側の区域に限る。))の各区域に限る。)
牡鹿郡女川町	浦宿浜(字寄木、字供養及び字安住の各区域に限る。)、黄金町、寿町、鷺神浜(字鷺神、字向、字向山及び字堀切山(町立病院及び老人保健施設を除く区域に限る。))の各区域に限る。)、小乗浜(字小乗、字向(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))、高白浜(字高白(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))、字向山(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))、字崎山(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))、字尾畑及び字根浜(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))の各区域に限る。)、横浦(字横浦(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))、字名不知(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))の各区域に限る。)、大石原浜(字大石原(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))及び字向(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))の各区域に限る。)、野々浜(字野々浜及び字大道の各区域に限る。)、飯子浜(字飯子及び字夏浜の各区域に限る。)、塚浜(字塚浜、字竹ノ尻、字前田、字小屋取、字鳴浜及び字藤丸の各区域に限る。)、女川浜(字女川(町立病院を除く区域に限る。))、字大原(町道女川駅清水線以東(町立女川第一中学校及び女川浄水場を除く区域に限る。))の区域、町道女川線清水駅との交会点から東日本旅客鉄道石巻線との交会点間の町道大原24号線以東の区域並びに東日本旅客鉄道石巻線以南の区域に限る。)、字伊勢、字東伊勢、字北伊勢及び字川尻(5番地及び6番地の各区域に限る。))の各区域に限る。)、宮ヶ崎(字宮ヶ崎及び字川尻の各区域に限る。))、石浜(字高森及び字崎山の各区域に限る。))、桐ヶ崎

	<p>字桐ヶ崎(一般国道 398 号線から海側の区域に限る。)、竹浦(字竹浦(一般国道 398 号線から海側の区域に限る。))及び字月浜(一般国道 398 号線から海側の区域に限る。))の各区域に限る。)、尾浦町、尾浦(字尾浦(一般国道 398 号線から海側の区域に限る。))、字鯛ノ浜及び字崎山(一般国道 398 号線から海側の区域に限る。))の各区域に限る。)、御前浜字御前、指ヶ浜(字指ヶ浜及び字大畑の各区域に限る。)、出島(字出島、字合ノ浜、字寺間、字別当浜及び字北山の各区域に限る。)、江島字江島</p>
本吉郡本吉町	<p>沖の田、後田(農道沖の田 1 号線以南の区域に限る。)、野々下(農道野々下 2 号線以东の区域並びに町道大谷沖の田線から海側の区域に限る。)、大谷(J R 気仙沼線、町道旧国道大谷線及び一般国道 45 号線から海側の区域に限る。)、窪(町道三島上通り線以东の区域に限る。)、三島(町道三島上通り線から海側の区域に限る。)、九多丸(J R 気仙沼線、九多丸川及び一般国道 45 号線から海側の区域に限る。)、日門(一般国道 45 号線及び町道旧国道日門線から海側の区域に限る。)、田の沢、天ヶ沢、前浜(J R 気仙沼線から海側の区域に限る。)、谷地(町道赤牛川久喜線、一般国道 45 号線及び町道谷地樋ノ口入口線から海側の区域に限る。)、赤牛(一般国道 45 号線及び町道大谷鉾山線から海側の区域に限る。)、幸土(一般国道 45 号線、町道大沢狼の巣線及び町道大沢住宅線から海側の区域に限る。)、大沢(町道附の森線及び町道大沢橋附の森線以北の区域並びに町道旧国道大沢線から海側の区域に限る。)、津谷長根(一般国道 45 号線及び町道旧国道大沢線以东の区域に限る。)、道外(土台磯漁港の区域並びに登米沢川及び町道津谷登米沢線から海側の区域に限る。)、風越(町道平脇線以南の区域に限る。)、中島(町道中島脇通り線、町道仁田の沢線及び町道赤崎臨海線から海側の区域に限る。)、北明戸、新北明戸、新南明戸、泉、下宿、平貝(一般国道 45 号線、町道小泉小学校線及び町道平貝住宅内道路以东の区域に限る。)、小浜、菅の沢、二十一浜、今朝磯(一般国道 45 号線及び町道旧国道今朝磯線から海側の区域に限る。)、歌生(町道旧国道今朝磯線から海側の区域に限る。)、蔵内(J R 気仙沼線から海側の区域に限る。))</p>
本吉郡南三陸町	<p>志津川(字汐見町、字南町、字本浜町、字大森町、字旭ヶ浦、字平磯、字清水浜及び字細浦の各区域に限る。)、戸倉(字長須賀、字戸倉、字新中芝、字中芝、字底土及び字門内の各区域に限る。)、歌津(字伊里前、字町向、字寄木、字港、字田の浦、字上の山、字南の沢、字名足、字中山、字馬場、字泊浜、字尾崎、字大沼、字板橋、字館浜及び字管の浜の各区域に限る。))</p>

福島県

いわき市	<p>久之浜町末続字深谷、久之浜町久之浜字館ノ山、久之浜町久之浜字立、久之浜町久之浜字町後、久之浜町久之浜字東町、久之浜町久之浜字東町尻、久之浜町久之浜字中町、久之浜町久之浜字須賀、久之浜町久之浜字南町、久之浜町久之浜字中浜、久之浜町久之浜字賤、久之浜町田之網字静、久之浜町田之網字浜川、久之浜町田之網字横内、四倉町字五丁目、四倉町字東四丁目、四</p>
------	---

	倉町字東三丁目、四倉町字東二丁目、四倉町字東一丁目、四倉町上仁井田字東山、四倉町上仁井田字横川、四倉町下仁井田字須賀向、平下神谷字釜ノ台、平下大越字南横手、平藤間字鯨、平藤間字川前、平下高久字北谷地、平沼ノ内字浜街、平薄磯字南街、平薄磯字中街、平薄磯字小塚、平豊間字船附、平豊間字塩屋町、平豊間字塩場、江名字東町、折戸字岸浦、中之作字栄町、中之作字須賀、中之作字川岸、永崎字船付、永崎字川畑、永崎字大平、永崎字橋出、小名浜下神白字館ノ腰、小名浜下神白字綱取、小名浜下神白字松下、小名浜字栄町、小名浜字辰巳町、小名浜字高山、小名浜字渚、小名浜字吹松、泉町下川字大畑、小浜町渚、岩間町岩下、岩間町竹ノ花、岩間町川田、佐糠町大島、佐糠町荒屋、錦町吉原、錦町須賀、勿来町関田須賀、勿来町関田北町、勿来町関田南町、勿来町関田関山、勿来町九面浜田、勿来町九面坂下
相馬市	原釜字大津、原釜字北谷地、尾浜字追川、尾浜字須賀畑、尾浜字二合田、尾浜字棚脇、尾浜字松川、磯部字大洲、磯部字芹谷地、磯部字大浜、磯部字台畑、磯部字古磯部、蒲庭字狩野、蒲庭字前迫
南相馬市	原町区金沢字大船迫、原町区金沢字前田、原町区金沢字舟沢、原町区金沢字浦、原町区北泉字地藏堂、原町区下渋佐字後川、原町区下渋佐字平、原町区下渋佐字大身、原町区下渋佐字大橋、原町区下渋佐字湊、原町区小沢字小沢、鹿島区北海老字港口、鹿島区北海老字釜舟戸、鹿島区北海老字磯ノ上、鹿島区南海老字北原、鹿島区南海老字北町、鹿島区南海老字南町、鹿島区南海老字蛭沼、鹿島区南右田字谷地、鹿島区南右田字二ツ沼、鹿島区烏崎字牛島、鹿島区烏崎字石崎、鹿島区烏崎字浜、鹿島区烏崎字町、鹿島区烏崎字戸屋、小高区村上字仲川原、小高区村上字前谷地、小高区角部内字谷地、小高区角部内字貝塚、小高区角部内字腰巻、小高区井田川字南新田
双葉郡広野町	大字折木字高萩、大字折木字浜、大字折木字六反田、大字下浅見川字向、大字下浅見川字前川原、大字下浅見川字本町、大字下北迫字北釜、大字下北迫字二ツ沼
双葉郡橋本町	大字波倉字小浜作、大字波倉字橋向、大字波倉字浜畑、大字波倉字浜田、大字波倉字五反田、大字井出字本釜、大字前原字宿田、大字前原字東川原、大字山田浜字古川、大字山田浜字川端、大字山田浜字山道北、大字山田浜字後中、大字山田浜字泉畑、大字山田浜字仏房、大字山田浜字仲入、大字山田浜字沼ヶ沢、大字山田浜字浜田、大字山田浜字南浜田、大字山田浜字後、大字山田浜字坂下
双葉郡富岡町	仏浜字釜田(JR常磐線から海側の区域に限る。)、毛萱字浜畑、毛萱字前川原
双葉郡大熊町	大字夫沢字北原 25 番地、大字熊川字久麻川、大字熊川字八坂
双葉郡双葉町	大字中浜字東原、大字中浜字南原、大字中浜字本町、大字中浜字西川原、大字中浜字南川原、大字中野字渋江(町道久保前中浜線以東の区域に限る。)、大字中野字羽山前、大字郡山字北磯坂、大字細谷字森ノ内 1 番地
双葉郡浪江町	大字中浜字西原、大字中浜字南原、大字中浜字長沼、大字請戸字持平、大字請戸字浮沼、大字請戸字小谷地、大字請戸字明神前、大字請戸字新町、大字

	請戸字東迎、大字請戸字中島、大字請戸字北久保、大字棚塩字向川原、大字棚塩字南川原、大字棚塩字前畑、大字棚塩字本町、大字棚塩字砂田、大字棚塩字大谷地、大字棚塩字北大谷地、大字棚塩字根町
相馬郡新地町	谷地小屋字北畑、谷地小屋字浜畑、大戸浜字浜南、大戸浜字前田上、大戸浜字北迫塩入、大戸浜字北中磯塩入

※この表に掲げる区域は、それぞれ平成 18 年 3 月 31 日における行政区画その他の区域又は道路、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。